小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第２号

横浜市緑区長津田６丁目15番３号　Ｆｗａｌｔｙｍ202号

再生債務者　井上　隆司

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年４月26日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第９６号

京都市右京区西院矢掛町21番地　シュール西院601

再生債務者　谷口　裕美

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成29年４月26日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１号

徳島県阿南市羽ノ浦町西春日野398番地（旧住所）徳島県徳島市大谷町大開43番地の25

再生債務者　和田　耕一

1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年５月19日まで

4　一般異議申述期間　平成29年６月２日から平成29年６月９日まで

徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（再ロ）第１号

大津市雄琴北２丁目18番20号

再生債務者　安信　直子

1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年５月24日まで

4　一般異議申述期間　平成29年６月７日から平成29年６月14日まで

大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１１号

埼玉県三口市領家１丁目２番20号

再生債務者　小池　秀一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月26日

さいたま地方裁判所第３民事部

外国倒産処理手続の承認の取消し

平成２７年（承）第１号

大韓民国ソウル市鍾路区サヒムナン路３通り15

債務者　ダエボ・インターナショナル・シッピング・カンパニー

1　主文　外国倒産処理手続の承認を取り消す。

2　理由の要旨　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律56条１項３号に定める事由がある。

平成29年４月24日

東京地方裁判所民事第８部

経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 29 年３月 28 日

経済産業者共済組合代表者

経済産業大臣　世耕　弘成

第28条第１項の表中「$\frac{4.38}{1,000}$」を「$\frac{4.92}{1,000}$」に、「$\frac{8.76}{1,000}$」を「$\frac{9.84}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{4.38}{1,000}$」を「$\frac{4.92}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{0.89}{1,000}$」を「$\frac{0.96}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成29年４月１日から施行する。

2　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、平成29年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月六日

掲載頁　九十三頁（号外第四十四号）

平成二十九年五月九日

東京都港区芝五丁目三三番一号

（甲）森永製菓株式会社

代表取締役　新井　徹

千葉県富津市田倉八六五番地一

（乙）森永エンゼルカントリー株式会社

代表取締役　赤石　昌義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月三十日

掲載頁　二四一頁（号外第六十七号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年五月九日

兵庫県尼崎市東難波町五丁目九番七号

（甲）新阪神興業株式会社

代表取締役　松岡　義明

兵庫県尼崎市東難波町五丁目九番七号

（乙）邦和興産有限会社

代表取締役　松岡　義明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙及びこの完全子会社である森永エンゼルカントリー株式会社が管理・運営するゴルフ場であるエンゼルカントリークラブの事業に関するこの権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十九年五月九日

千葉県富津市田倉八六五番地一

（甲）富津田倉ゴルフ株式会社

代表取締役　高橋　正明

東京都港区芝五丁目三三番一号

（乙）森永製菓株式会社

代表取締役　新井　徹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙及びこの完全親会社である森永製菓株式会社が管理・運営するゴルフ場であるエンゼルカントリークラブの事業に関するこの権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月六日

掲載頁　九十三頁（号外第四十四号）

平成二十九年五月九日

千葉県富津市田倉八六五番地一

（甲）富津田倉ゴルフ株式会社

代表取締役　高橋　正明

千葉県富津市田倉八六五番地一

（乙）森永エンゼルカントリー株式会社

代表取締役　赤石　昌義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年五月九日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一三番一五号

新居ビルディング合資会社

代表社員　新居　康次